

## 被災された年金受給者、中途脱退者等の皆さまへ（Q&A）

### 年金手続き関係

Q 1 これから年金の請求をしたいのですが、被災したため国の年金手帳（年金証書）も基金加入員証もありません。また、住民票等もとれません。どうしたらいいですか。

A 1 企業年金連合会老齢年金裁定請求書に運転免許証、健康保険証、罹災証明書（被災証明書）のうちいずれかのコピー1通と職歴票（過去の職歴をわかる範囲で記入してください。様式は問いません。）を添付のうえ提出してください。

### 年金支払い関係

Q 2 年金振込先の金融機関店舗が今も営業していません。年金の振り込みは行われますか。

A 2 年金振込先の金融機関店舗が震災の被害により営業していない場合でも、年金の受取口座への振り込みは行われますので、ご安心ください。

Q 3 年金の受け取りに使っている銀行の預金通帳も印鑑もカードもありません。年金を引き出したいのですが、どうすればいいですか。

A 3 通帳、印鑑、キャッシュカード等を紛失された被災者の方は、年金支払いの指定口座をお持ちの金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。  
また、年金を口座振込ではなく郵便局窓口で受け取っている方は、郵便局からお届けした「振替払出証書」をお近くの郵便局窓口提出していただければ、年金をお受け取りいただくことができます。

### 各種届出関係

Q 4 年金受給者である家族が死亡しました。年金の支払いを止める必要があると思いますが、手続きはどうすればよいですか。

A 4 電話で届出用紙の送付受付を行っております。当連合会から手続きに必要な書類をお送りしますので、死亡が確認できる書類（死亡診断書・住民票等）を添付していただければ手続きができます。

Q 5 現況届が提出できていませんが、どうすればいいですか。

A 5 厚生労働省からの通達により、被災地に住所があった方で、3月から6月生まれの方については、現況届の連合会への提出期限が平成23年7月31日まで延長されていましたが、平成23年8月以降も提出いただけていない場合、10月以降の年金が一時差止められる場合があります。早急に提出いただきますようお願いいたします。

住所が変わったことで現況届が届いていない場合は、電話で再送付の受付も行っていきます。

Q 6 自宅が被災したため、親戚の家に身を寄せています。住所変更はできますか。また、年金の受取金融機関口座の変更はできますか。

A 6 住所変更については、電話でお問い合わせください。

受取金融機関変更については、電話で変更届の送付受付を行っています。

また、変更届をダウンロードして必要事項を記入のうえ提出いただくことでお手続きすることもできます。

「住所・受取金融機関変更届」(ダウンロード)

Q 7 現在、避難所にいますが、連合会からの通知などは、避難所に届きますか。(送付先を避難所にできますか。)

A 7 郵便局に郵便局所定の転居届をお出しいただくか、または郵便局が避難所で配布している避難先届(郵便事業(株)お客様確認シート)に旧住所・氏名等をご記入いただいた方については、転居先または避難所に郵便が転送されます。

なお、郵便局の転居届において、転居先を避難所とすることは可能です。

ご不明な点がございましたら、お電話でお問合せください。

住所 〒105-8772 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会

年金サービスセンター 年金相談室

電話 0570-02-2666

\* PHS・IP電話からは03-5777-2666